今般、秋田労働局の関係事業主を代表する者高野力の辞任の申出に伴い、労働保険審査官及び労働保険審査会法（昭和31年法律第126号）第５条及び同法施行令（昭和31年政令第248号）第２条第１項の規定に基づき、補欠の関係事業主を代表する者を指名いたしたいので、資格がある事業主の団体は、下記により関係事業主を代表する者の候補者を推薦されたい。

平成 29 年６月 23 日

厚生労働大臣　塩崎　恭久

記

１　推薦資格　労働保険の保険料の徴収等に関する法律（昭和44年法律第84号）第３条に規定する労災保険に係る労働保険の保険関係の成立している事業の事業主の加入している事業主の団体であって、秋田労働局の管轄区域内に組織を有するものであること。

２　推薦手続　推薦に当たっては、別紙様式による推薦書の正本及び副本に候補者の履歴書２部を添えて提出すること。

３　推薦締切日　平成29年７月３日

４　推薦書及び添付書類提出先　秋田労働局労働基準部労災補償課

様式

平成　　年　　月　　日

厚生労働大臣　殿

団体名及びその代表者名

印

参与候補者の推薦について

労働保険審査官及び労働保険審査会法第５条の規定に基づく関係事業主を代表する者の候補者として、次の者を推薦します。

氏　名	年齢	所属団体名及びその地位	略歴	備　考

注１　所属団体名及びその地位の欄には、その所属する団体及びその地位が二つ以上ある場合は、その全部を列挙して記入する。

２　略歴の欄には、被推薦者の所属し、又は所属していた団体における略歴を記入すること。

労働保険審査官及び労働保険審査会法第５条の規定に基づく関係労働者を代表する者の候補者の推薦について

今般、茨城労働局の関係労働者を代表する者沼田孝博の辞任の申出に伴い、労働保険審査官及び労働保険審査会法（昭和31年法律第126号）第５条及び同法施行令（昭和31年政令第248号）第２条第１項の規定に基づき、補欠の関係労働者を代表する者を指名いたしたいので、資格がある労働者の団体は、下記により関係労働者を代表する者の候補者を推薦されたい。

平成 29 年６月 23 日

厚生労働大臣　塩崎　恭久

記

１　推薦資格　労働保険の保険料の徴収等に関する法律（昭和44年法律第84号）第３条に規定する労災保険に係る労働保険の保険関係の成立している事業の労働者の加入している労働者の団体であって、茨城労働局の管轄区域内に組織を有するものであること。

２　推薦手続　推薦に当たっては、別紙様式による推薦書の正本及び副本に候補者の履歴書２部を添えて提出すること。

３　推薦締切日　平成29年７月３日

４　推薦書及び添付書類提出先　茨城労働局労働基準部労災補償課

様式

平成　　年　　月　　日

厚生労働大臣　殿

団体名及びその代表者名

印

参与候補者の推薦について

労働保険審査官及び労働保険審査会法第５条の規定に基づく関係労働者を代表する者の候補者として、次の者を推薦します。

氏　名	年齢	所属団体名及びその地位	略歴	備　考

注１　所属団体名及びその地位の欄には、その所属する団体及びその地位が二つ以上ある場合は、その全部を列挙して記入する。

２　略歴の欄には、被推薦者の所属し、又は所属していた団体における略歴を記入すること。

国家試験

採用候補者名簿の有効期間の満了

人事院規則８－12（職員の任免）第14条第１項の規定に基づき、下記に掲げる採用試験の結果に基づいて作成された採用候補者名簿の有効期間は、平成29年６月22日をもって満了した。

平成 29 年６月 23 日

人事院人材局企画課長　岩崎　　敏

記

平成26年度国家公務員採用総合職試験（院卒者試験）（法務区分を除く。）

平成26年度国家公務員採用総合職試験（大卒程度試験）（教養区分を除く。）

平成 29 年度特定侵害訴訟代理業務試験公告

平成29年度特定侵害訴訟代理業務試験の施行について、弁理士法施行規則（平成12年通商産業省令第411号）第16条の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成 29 年６月 23 日

工業所有権審議会会長　日覺　昭廣

１　受験資格　弁理士法施行規則第13条に規定する研修を修了した弁理士

２　試験の内容等　民法、民事訴訟法その他弁理士法第２条第５項に定める特定侵害訴訟に関する法令及び実務に関する事項について、論文式による筆記の方法により行う。

３　試験期日等　平成29年10月15日（日）

時間割等については、受験者に対して別途通知する。

４　受験地

東京　ビジョンセンター田町

〔東京都港区芝５－31－19　オーエックス田町ビル〕

大阪　近畿大学　東大阪キャンパス

〔大阪府東大阪市小若江３－４－１〕

５　受験手続　特定侵害訴訟代理業務試験を受けようとする者は、弁理士法施行規則の定めるところにより次の書類等を工業所有権審議会会長に提出しなければならない。

一　受験願書

二　弁理士法施行規則第14条第２項の規定に基づき、日本弁理士会が交付する研修修了証明書（写）

三　出願前３か月以内に帽子を着用せず正面から撮影した上半身の写真（縦4.5㎝×横3.5㎝の大きさとし、受験願書の所定の箇所に貼り付けること。）

四　7,200円の受験手数料に相当する金額の特許印紙（受験願書の所定の箇所に貼り付けること。）

６　受験願書の交付

一　平成29年度能力担保研修修了者　日本弁理士会を通じて交付する。

二　既に研修を修了している者

⑴　直接受験願書の交付を受ける場合　日本弁理士会（東京本部、近畿支部及び東海支部）を通じて、平成29年８月21日（月）から平成29年９月15日（金）までの土曜日、日曜日及び祝日等の休日を除く期間で、午前９時から午後５時の間に交付する。

⑵　郵送による受験願書の請求　平成29年８月21日（月）から平成29年９月８日（金）（必着）までの期間に、封筒の表面に「特定侵害訴訟代理業務試験願書請求」と朱書し、返信用の封筒（長形３号（120㎜×235㎜）に受験願書の送付先を明記し、92円分の郵便切手を貼付したもの）を同封し、次の宛先へ請求すること。

〒100－8915 東京都千代田区霞が関３－４－３

特許庁総務部秘書課弁理士室試験第二班

７　受験願書等の受付

一　受付期間　平成29年９月４日（月）から平成29年９月15日（金）まで（消印有効）

二　受付方法　封筒の表面に「特定侵害訴訟代理業務試験受験願書在中」と朱書し、書留又は簡易書留にて次の宛先へ郵送すること。特許庁又は日本弁理士会に直接持参されたものは受付しない。

〒100－8915 東京都千代田区霞が関３－４－３

特許庁内　工業所有権審議会会長

８　その他　試験の詳細については、受験願書と同時に交付する受験案内に記載する。